

令和7年度金沢公共職業安定所ほか4箇所で使用する電力供給契約仕様書

1 概要

- (1) 件名 令和7年度 金沢公共職業安定所ほか4箇所で使用する電力供給契約
- (2) 需要場所
- ① 金沢公共職業安定所 (金沢市鳴和1丁目317番地1号)
 - ② 白山公共職業安定所 (白山市西新町235番地8号)
 - ③ 七尾地方合同庁舎 (七尾市小島町西部2番地)
 - ④ 加賀地方合同庁舎 (加賀市大聖寺菅生イ78の3)
 - ⑤ 穴水地方合同庁舎 (鳳珠郡穴水町川島キ84)
- (3) 業種及び用途 官公署(事務所)

2 仕様

別紙1、2のとおり

予定契約電力(入札価格設定上の契約電力)は、別紙1、2(令和5年9月～令和6年8月分における最大値)のとおりとする。

なお、実際の契約電力は、需要場所ごとにそれぞれ、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

また、予定使用電力量は令和5年9月から令和6年8月までの実績より算出したものであり、あくまでも予定であるため、増減する場合がある。

力率は100%とするが、実際の取引においては毎月の実測力率に基づくものとする。

3 供給電気の要件等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率40%とすること。

なお、再生可能エネルギーであることを証明する証書等は、以下のとおりとする。

- 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで電源が特定できる非化石証書(再エネ指定)
- 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気由来の証書であってFIT非化石証書及びトラッキング付非FIT非化石証書(再エネ指定)、グリーンエネルギー証書(電力)、再生可能エネルギー電気由来のJ-クレジット

4 使用期間

令和7年4月1日0時00分から令和8年3月31日24時00分まで

5 電力量等の検針

- (1) 自動検針装置 有
- (2) 電力会社の検針方法 目視又は自動検針

6 需給地点

別紙1のとおり

7 電気工作物の財産分界点

別紙1のとおり

8 保安上の責任分界点

別紙1のとおり

9 請求にかかる料金の算定

- (1) 使用電力量の単位は、1キロワット時（kWh）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入することとする。
- (2) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワット（kW）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入することとする。
- (3) 力率の単位は、1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入することとする。
料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てることとする。
ただし、消費税等相当額を加算する場合は、消費税が課される金額及び消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てることとする。
- (4) 契約業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料（計画書等）を、書面（様式自由）で提出することとする。また、契約後は半期ごとに実績の報告書（様式自由）を提出すること。

10 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」のうち営業品目が「その他」で、「東海・北陸」地域の等級がA、B又はC等級のいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険、②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、③船員保険、④国民年金、⑤労働者災害補償保険、⑥雇用保険
- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。
- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反(※)により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措

置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

※ 労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

- (10) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関する条件に関し、入札説明書(入札説明書様式-7)に定める入札適合条件を満たしている者であること。

1.1 その他

- (1) 停電にかかる割引については、別途落札者と協議により決定する。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特になし。
- (3) 発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、別途当局職員の指示に従うものとする。
- (5) 事故等発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、当局および需要場所の官署に指示・報告できるようにしておくこと。

1.2 問い合わせ先

〒920-0024 石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階
石川労働局総務部総務課会計第二係 担当：今井
電話 076-265-4420 Mail 17kaikei@mhlw.go.jp